

(表2)

① り患世帯（世帯主が新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡又は重篤な傷病を負ったため、納付が困難となった世帯）

減免額	国民健康保険税の全額
-----	------------

② 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の自粛等により、世帯主の令和2年2月以降の収入が減少した世帯

減免の要件	○ 世帯主の収入等が下の3つの条件をすべて満たす場合 ① 今年の見込み事業収入等（事業、不動産、山林又は給与収入）のいずれかの減収額が、前年のその収入の3割以上である ② 前年合計所得が1,000万円以下である ③ 減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下である				
減免対象期間	令和元年度及び令和2年度の国保税であって令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの				
対象となる世帯②世帯主の前年度合計所得	300万円以下	400万円以下	550万円以下	750万円以下	1000万円以下
減免割合	全部	8割	6割	4割	2割
減免額	A×B÷C×減免割合 A：国民健康保険税額（申請日以後に納期限（特別徴収では年金支払日）が到来する納期の合計額） B：減収見込みの事業収入等に係る前年所得の合計 C：世帯主及び被保険者の前年所得の合計 (B÷C)は、世帯主の所得が世帯全体の所得に占める割合				

* 世帯主の事業所得が0円以下、世帯主又は被保険者のいずれかに所得の未申告者がいる場合は、減免なし。